

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇩ 会社法施行にかかる経過措置

Q : 当社は3月決算です。会社法施行が平成18年5月頃予定されているそうですが、来年の決算は現行商法と会社法のどちらが適用されるのでしょうか？

A : 現行商法が適用されます。

【解説】

さきごろ、会社法施行にかかる経過措置が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律で規定されました。

概要は次のとおりです。

①計算書類（貸借対照表・損益計算書他）については、会社法施行日前に終了した事業年度分は現行商法が適用され、会社法施行後に終了した事業年度分は会社法の適用を受けます。

したがって、3月決算会社の平成18年決算では、これまでどおりの計算規定に従い計算書類を作成すればよいのですが、5月決算会社の平成18年決算については会社法の適用を受けることとなりますので、会社法では要求されていない利益処分や損失処理に関する議案を作成する必要はありません。

②株主総会については、会社法施行日前に召集手続きが行われていれば、現行商法の規定がその株主総会に適用されることとなります。つまり、召集手続きが会社法施行日前に行われていれば、実際の総会が行われた日が会社法施行日後であっても現行商法が適用されます。

